

# 高知県肝疾患専門医療機関認定要領

## 第1 目的

本要領は、肝炎ウイルス検診等で発見された肝炎ウイルスキャリア等に対し、かかりつけ医と連携し、専門的な検査及び治療を提供できる高知県肝疾患専門医療機関（以下、「専門医療機関」という。）の認定に必要な事項を定める。

## 第2 実施主体

実施主体は、高知県とする。

## 第3 専門医療機関の要件

専門医療機関は、次のすべての要件が満たされなければならない。

- 1 専門的な知識を持つ医師（日本肝臓学会または日本消化器病学会の専門医。以下、「専門医」という。）が勤務していること。
- 2 慢性肝炎、肝硬変などの診断、肝がん高危険群の画像診断等による早期診断（初期肝がんの診断）、フォローアップが適切に実施できること。
- 3 インターフェロンなどの抗ウイルス療法を適切に実施できること。

## 第4 専門医療機関の認定

専門医療機関は、次の手続きにより認定をうける。

### 1 認定申請

専門医療機関の認定を受けようとする医療機関の長は、「高知県肝疾患専門医療機関認定申請書」（様式第1号）により、知事に申請を行う。

### 2 認定方法及び結果の通知

知事は、認定申請があったときは、第3の要件について高知県感染症対策協議会肝炎部会（以下、「肝炎部会」という。）の意見を聴いた上で審査を行い、専門医療機関としての登録を決定し、申請者にその旨を通知する。認定された医療機関は、高知県ホームページにて公開するものとする。

## 第5 専門医療機関の認定要件の変更

### 1 変更申請

専門医療機関は、その住所、名称及び認定要件に係る事項に変更が生じた場合は、「高知県肝疾患専門医療機関変更届」（様式第2号）により、知事に届出を行う。

### 2 結果の通知

知事は、変更の届出があったときは、申請内容の確認を行い、申請者に結果を通知する。登録要件に変更のあった医療機関は、高知県ホームページにて公開するものとする。

## 第6 専門医療機関の辞退

### 1 辞退申請

専門医療機関が、その業務を廃止もしくは認定要件を失った場合、又は認定の取り消しを希望する場合は、「高知県肝疾患専門医療機関辞退届」（様式第3号）により知事に届出を行う。

- 2 知事は、専門医療機関から辞退の届出があったときは、認定を取り消すことができる。認定を取り消された医療機関は、高知県ホームページにて公開するものとする。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、専門医療機関の認定に必要な事項については、肝炎対策部会の意見を徴したうえで決定する。

## 附 則

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この要領施行の際に、平成28年3月23日付通知で専門医療機関として別途認定を受けている医療機関は、この要領に基づいて認定を受けているものとみなす。